

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所  
研究員等規程

(平成 29 年 4 月 1 日規程第 23 号)

(令和 3 年 3 月 31 日規程第 24 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）の研究室において、プロジェクト研究業務に従事する研究室長、常勤研究員及び非常勤研究員（以下この規程において「研究員」という。）並びに常勤準研究員及び非常勤準研究員（以下この規程において「準研究員」という。）について、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）の定めるところによるほか、勤務時間、報酬、出張旅費その他の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の組織及び職制等に関する規程に基づく、研究員等の職務を次の各号のとおり定める。

- (1) 研究室長 研究方針の立案及び研究計画の策定を行い、研究室の運営全般（予算執行を含む）、研究の進捗管理、研究成果の報告を行う。
- (2) 研究員 研究室の研究方針に沿って、自らの経験に基づき、課題の設定から実験の遂行、研究成果の報告・発表を行う。
- (3) 準研究員 研究室長及び研究員の指導の下に実験を遂行し、研究成果の報告・発表を行う。

(研究員等の採用等)

第 3 条 研究員及び準研究員は、法人で行う独自の研究事業の内容に応じ、所要の学識を有する者のうちから、研究室長の推薦に基づき理事長が採用する。

2 雇用期間は、1 年とする。ただし、更新することができる。

(採用基準)

第 4 条 研究員等の採用基準を次の各号のとおり定める。

- (1) 研究室長 大学院博士課程修了後、研究開発に従事した経験年数が 10 年程度以上の者又はこれと同等の知識経験を有すると認められる者
- (2) 研究員 大学院博士課程修了者又はこれと同等の知識経験を有すると認められる者
- (3) 準研究員 大学卒業又はこれと同等の知識経験を有すると認められる者

(勤務時間及び休暇、週休日等)

第 5 条 研究員等の勤務時間及び休暇、週休日等については、就業規則の規定を基本とするが、常時勤務する常勤研究員及び常勤準研究員の勤務時間については、労働基準法第 38 条の 3 に基づく労使協定を締結して、裁量労働制を適用するものとし、労使協定で定める時間勤務したものとみなす。また、常時勤務する研究室長、常勤研究員及び常勤準研究員の年次休暇については、一の年度につき 20 日とし、5 月以降において、新たに研究室長、常時勤務する常勤研究員及び常勤準研究員となった者のその年の年次休暇は、別表のとおりとする。

2 研究員等は、始業時刻までに出勤したときは、出勤簿（第 1 号様式）に自ら押印しなければならない。ただし、前項により裁量労働制を適用する研究員等については、当該研究員等の健

健康管理の観点から、出勤簿に代えて実勤務時間記録簿（第2号様式）により実勤務時間を記録するものとする。

- 3 裁量労働制を適用する研究員等に業務の都合により就業規則第46条及び第47条に規定する週休日及び休日（以下「休日等」）に勤務を命ずる場合は、その休日等を他の日に振り替えることとし、休日等振替簿（第3号様式）により研究員等に通知するものとする。深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）または振替を行わずに休日に勤務を命じる場合には、深夜・休日勤務命令簿（第4号様式）により命ずることとする。

（報酬及び手当）

第6条 常時勤務する研究員等には報酬及び通勤手当を支給する。裁量労働制を適用する研究員等に深夜勤務または振替を行わない休日等勤務を命じた場合には、深夜勤務は勤務1時間につき勤務1時間あたりの給与額の100分の25を深夜勤務手当として、振替を行わない休日等勤務は勤務1時間につき勤務1時間あたりの給与額の100分の135を休日勤務手当として支給する。

2 前項の規定による報酬の額及び支給方法等は、他の類似団体等との権衡を考慮して、理事長が別に定める。

3 第1項の規定による通勤手当の額及び支給方法等は、「地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所職員の給与に関する規程」の定めるところによる。

（出張旅費）

第7条 研究員等が研究業務の必要上旅行する場合は、旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の支給方法等は、「地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所職員の旅費に関する細則」の定めるところによる。

（非常勤の研究員の扱い）

第8条 研究員等のうち、法人に常時勤務しない者に対する扱いについては別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月31日から施行する。

別表（第5条関係）

新規採用者年次休暇表

採用月	休暇日数
5月	18日
6月	17日
7月	15日
8月	13日
9月	12日
10月	10日
11月	8日

12月	7日
1月	5日
2月	3日
3月	2日